令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監査実施日	令和3年1月15日		
実地・書面の別	実地		
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

(総評)

・法人運営について、評議員の選任手続を行っていない等の不備が見受けられたの で、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	大書相関事項 定款細則について、法令等に則して改正され	定款細則における理事会の招
1		
	ていない規定があった。	集と評議員会の招集及び議事録
	ついては、法令及び定款に則った法人運営と	に係る規定の改正を行う。
	なるよう、定款細則を改正すること。	
	なお、本件については、前回も同様の指摘を	
	しており、必ず改善すること。	
2	評議員について、法令等に定められた方法に	評議員選任・解任委員会を開
	より評議員の選任を行うことなく、誤った任期	催し評議員の選任を行う。
	で委嘱し、就任承諾書を徴していた。	
	ついては、評議員について、法令等に定めら	
	れた適正な手続により選任するとともに、正し	
	い任期で委嘱し、就任承諾書を徴すること。	
	(法第38条及び第39条、定款第7条)	
3	評議員の候補者について、欠格事由に該当し	役員候補者確認書で確認を行
	ないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にな	った。
	いか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないか	
	について、確認を行っていなかった。	
	ついては、評議員の候補者本人から、履歴書	
	及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に	
	該当しないか、選任の要件に該当するか等の確	
	認を行うこと。	
	(法第 40 条第1項、審査基準第3の1	
	(5), (6))	
4	定時評議員会について、計算書類等の備置き	定時評議員会開催日の日程
	及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理	は、理事会と2週間(中14日間)
	事会と2週間(中 14 日間)以上の間隔を確保	以上の間隔を確保する。
	する必要があるが、確保されていなかった。	
	ついては、定時評議員会の開催日は理事会と	
	2週間(中 14 日間)以上の間隔を確保するこ	
	と。	
	(法第45条の32)	

5 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執 行状況を理事会に報告しなければならないに もかかわらず、報告していなかった。

ついては、定款第 21 条第 4 項の規定に基づき、会長は、3 箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。

なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。

おって、本件については、前回も同様の指摘 をしており、必ず改善すること。

(法第45条の16第3項、定款第21条第4項)

5 預金(貯金)出納帳、退職給付引当金台帳、 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間繰 入金管理台帳が整備されているにもかかわら ず、補助簿として経理規程に規定されていなか った。

ついては、各勘定科目の内容又は残高の内訳 を明らかにする必要がある勘定科目について は補助簿を備え、経理規程に規定するととも に、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致す るよう正確な事務の執行に努めること。

なお、本件については、過去も同様の指摘を しており、必ず改善すること。

(経理規程第13条)

令和3年3月の理事会で、会長は、自己の職務執行状況を理事会に報告した。今後も3箇月に1回以上報告する。

令和3年6月開催の理事会に おいて、経理規程の一部改正を 行い補助簿と総勘定元帳の記録 が一致するよう作成する。